

公 告

次のとおり条件付一般競争入札をおこないます。

平成 28 年 9 月 12 日

佐賀県競馬組合
事務局長 大串 光

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 トラクター 2台
- (2) 調達物品の仕様 入札仕様書のとおり
- (3) 納入期限 平成 28 年 12 月 26 日(月)
- (4) 納入場所 佐賀県競馬組合

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（日本国内生産メーカーで県内に本店、支店、営業所を有する。）であること。
- (3) 当該調達物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供することができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 の（1）の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ、下記提出場所へ直接持参して提出すること。

（1）入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp

（2）申請様式の入手先

総務事務センター用度・車両担当又は佐賀県ホームページ

(http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1156tny-buppinsikaku.html)

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」（様式第 1 号）、「営業概要書」（様式第 2 号）、定価見積書（内訳を含む）、当該物品の納入後に発注者の求めに応じて保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供できると確認することのできる書類（確約書（様式第 3 号）及び対応体制を示すもの）を、平成 28 年 9 月 23 日（金）午後 3 時 00 分までに、佐賀県競馬組合事業課に持参又は郵送（同日必着）すること。提出された書類を審査のうえ入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。（審査の結果は文書で通知する。）

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

また、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」(様式第6号)を書面で提出すること。

5 入札日時及び入札場所

(1) 問い合わせ先

鳥栖市江島町字西谷 3256-228

佐賀県競馬組合 事業課

電話番号 0942-83-4539

(2) 入札仕様書の交付方法

平成28年9月12日(月)から平成28年9月23日(金)まで、佐賀競馬ホームページに掲載するとともに、(1)の場所において随時交付する。(閉庁日の火曜日、水曜日及び祝日を除く。)

(3) 入札の日時

平成28年9月26日(月) 午前10時00分

(4) 入札の場所

佐賀県競馬組合事務局3階 第2会議室

(5) 入札の方法

入札者の直接持参による紙入札

(6) その他

入札書に関する事項は「入札条件書」に記載

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかは問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者（代理人が入札する場合は委任状を提出すること。）
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜の予定価格）以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。（総額落札）

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない組合職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。

(6) 詳細は「入札条件書」による。

(7) 契約書作成

公益財団法人畜産近代化リース協会との売買契約となるため、契約書は畜産近代化リース協会で作成。

(8) 代金の支払い方法

代金の支払いは、公益財団法人畜産近代化リース協会からの支払いとなるため、畜産近代化リース協会が正当な請求書を受理した日から40日を経過した後の最初の支払日とする。（15日又は月の末日とする。）